

裁 決 書

審査請求人 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] 様

処 分 庁 名古屋市中区社会福祉事務所長

審査請求人(以下、「請求人」という。)が平成31年4月18日付けで提起した、処分庁による平成31年2月7日付け生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第26条に基づく保護廃止決定処分(以下「原処分」という。)に係る審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

本件審査請求を認容し、原処分を取り消す。

事案の概要

- 平成30年11月2日、請求人は処分庁に対して保護申請を行い、同日付けで生活保護の受給を開始した。
- 平成30年11月7日、処分庁は[REDACTED]福祉課へ調査を行い、請求人の同年12月分の介護保険料特別徴収額が13,400円であること及び平成31年2月分の介護保険料は0円となることを確認した。
- 平成31年1月8日、処分庁は[REDACTED]年金相談センターへ調査を行い、同年2月15日に請求人が受給する老齢基礎厚生年金が231,644円であることを確認した。
- 平成31年2月7日、処分庁は、請求人にかかる同年2月分の介護保険料の特別徴収が0円となり、最低生活費が年金収入額を下回ることを理由として原処分を行った。
- 平成31年4月18日、請求人は愛知県知事あてに審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

原処分の取り消しを求める。

年金額が保護給付額より上回ったため廃止になったが、実質的には国民健康保険料、介護保険料など諸々の保険料が発生するため、年金支給額のほうが少なくなる。

医療扶助について、歯科治療は平成31年1月に一旦は終了したが、何かあったら来院するよう言われており完治はしていない。

2 処分庁の主張

本件審査請求は棄却を求める。

原処分は、法及び関係する各通知の定めに基づいて、請求人の平成31年2月における最低生活費及び収入認定額を算定した結果、それぞれ115,515円及び115,824円となり、最低生活費が収入認定額を下回ったことを理由とするものである。

また、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第10の12答2(1)によれば、保護を廃止すべき場合として「当該世帯における定期収入の恒常的な増加、(中略)により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。」とされている。

請求人は、老齢基礎厚生年金を受給しており、当該年金は法令に定める失権事由に該当しない限り受給継続できるものであり、収入も安定していることから、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要ないと認めて原処分を行ったものである。

したがって、原処分に違法又は不当な点はない。

理 由

1 本件に関する法令等について

(1) 法8条は「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」と規定されている。

これを受けて厚生労働大臣が定める「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。)に基づいて、測定される需要と要保護者の資力とを対比し、当該資力で充足することのできない不足分について保護の程度が決定される。

(2) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第8の1(4)アによれば、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、6箇月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」とされ、局長通知第8の1(4)イによれば、「老齢年金等で、介護保険法第135条の規定により介護保険料の特別徴収の対象となるものについては、特別徴収された後の実際の受給額を認定すること。」とされている。

(3) 保護廃止の際の要否判定については、課長通知第10の6答において「保護開始

時と異なり、現に保護受給中の者については、保護の実施要領の定めるところに従い、当該時点において現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費と収入充当額(中略)との対比によって判定するものであること。」とされている。

また、課長通知第10の12答2(1)では、保護を廃止すべき場合として「当該世帯における定期収入の恒常的な増加、(中略)により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。」とされている。

2 原処分について

平成31年2月における請求人の最低生活費については、保護基準等に基づき生活扶助費74,150円、冬季加算2,580円、住宅扶助費37,000円、平成31年2月分の国民健康保険料1,785円、加えて請求人は歯科での治療が平成31年1月に一応終了し、他の医療機関では受診していないことから医療扶助もないと認められるところ、最低生活費は計115,515円と認められる。したがって、これと同一の処分庁の最低生活費の算定は、適正なものと認められる。

また、平成31年2月15日支給の老齢基礎厚生年金額が231,649円であるところ、局長通知第8の1(4)アに基づくと、平成31年2月の請求人の収入認定額は115,824円と認められ、処分庁の算定は適正なものと認められる。

そうすると、請求人の平成31年2月における保護の要否を判定するに当たっては、最低生活費が収入認定額を下回っており、請求人に対して扶助すべき額は認められない。よって、この点において処分庁が請求人に対して保護の継続をすることができないと判断した部分は、妥当である。

しかしながら、もともと平成31年2月において最低生活費が収入認定額を下回った要因の1つは、同月の介護保険料額が0円になったことであるが、それは、請求人が生活保護の受給を開始したことにより、介護保険料にかかる所得段階が変更され、結果として平成30年12月分の特別徴収額をもって平成30年度の介護保険料が完納となったことが理由であり、一時的に0円になったにすぎない。

したがって、平成31年4月以降になれば、請求人に対して令和元年度分の介護保険料が課されることになるが、要否判定において最低生活費がわずかに収入認定額を下回るにすぎなかったことを考慮すると、請求人は介護保険料の徴収によって、かなりの蓋然性をもって保護を必要とする状態に再度陥る状況にあったといえる。

また、請求人について平成31年1月に歯科での治療が終了したことにより、請求人の医療扶助がなくなったことも最低生活費が収入認定額を下回った要因の1つといえるが、そもそも歯科での治療は主に義歯作成であったが、請求人が主張するとおり、義歯を装着した後、噛み合わせなどの不具合が生じ、あらためて治療を要することは十分に予想される。また、処分庁が提出したケース記録によれば、請求人は糖尿病の疑いがあることを申告しており、処分庁においても受診を勧めている。請求人が70歳と比較的高齢であることも考慮すると、平成31年2月当時において治療を行つ

ていなかったとしても、今後糖尿病による治療が必要となることは十分に予想されるものである。

処分庁は、請求人が老齢基礎厚生年金の受給者であって収入が安定していること及び以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないことを理由として保護を廃止しているが、処分庁において介護保険料にかかる本件の事情及び医療扶助の必要性にかかる本件の事情は、平成31年2月時点で容易に予見・予想できるものであって、何ら課長通知第10の12答2(1)にいう「特別な事由」に当たるものとは言えない。

以上からして、処分庁が請求人に対し、平成31年2月において保護の継続することはできないと判断した点は妥当なものであるが、本件では課長通知第10の12答2(1)にいう「特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき」には該当しないのであって、これに基づいて行われた原処分は、法及び各通知の解釈及び適用を誤った不当なものと言わざるを得ない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年7月5日

愛知県知事 大村秀章

